

厚生労働省
和歌山労働局発表
平成22年11月 1日

厚生労働省 和歌山労働局
職業安定部 職業対策課
課 長 木村 孝
課 長 補 佐 石川 堅一
障害者雇用担当官 海瀬 安彦
電話 073-488-1161

和歌山労働局管内の民間企業の実雇用率は、1.92%

(平成22年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者(以下「障害者」という。)の雇用状況について報告を求めている。

和歌山労働局(局長 神田 義宝)では、今般、平成22年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめた。

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

1.8%の法定雇用率が適用される民間企業(56人以上規模の企業)において雇用されている**障害者の数は1,251.5人**で、前年より1.26%(16人)減少した。

このうち身体障害者は995人(24人減)、知的障害者は205人(2人減)、精神障害者は51.5人(10人増)であった。

実雇用率は1.92%(前年は2.02%)、法定雇用率達成企業の割合は62.4%(前年は59.6%)であった。

(第1表)(第2表)

○ 企業規模別状況

企業規模別にみると、100人～299人規模企業及び500人～999人規模企業で前年より増加したが、それ以外の規模の企業においては減少した。

前年と比較した実雇用率は、100～299人規模企業(1.58%→1.68%)及び500～999人規模企業(2.06%→2.13%)で上昇、56～99人規模企業(2.36%→1.85%)、300人～499人以上規模企業(2.90%→2.67%)及び1,000人以上規模企業(2.19%→2.03%)で

低下した。

また、障害者雇用率達成企業の割合は、56~99人規模企業(62.0%→62.5%)、100~299人規模企業(54.8%→61.9%)及び500~999人規模企業(83.3%→87.5%)で昨年度より上昇し、300~499人規模企業(71.4%→54.5%)及び1,000人以上規模企業(83.3%→66.7%)で昨年より低下した。

(第3表)

○ 産業別状況

雇用されている障害者の数は、製造業(457.5人→384人)、運輸・通信業(59人→43人)及び金融・保険・不動産業(77人→75人)で減少、それ以外の産業においてはそれぞれ増加した。

また、前年の実雇用率と比較すると、建設業(1.42%→1.86%)、運輸・通信業(1.69%→1.73%)、卸売・小売業(1.68%→1.69%)及びその他(1.07%→2.12%)ではそれぞれ上昇し、製造業(2.15%→1.87%)、サービス業(2.25%→2.20%)及び金融・保険・不動産業(1.63%→1.59%)でそれぞれ低下した。

(第3表)

○ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業の割合は前年より縮小した。(40.4%→37.6%)

なお、法定雇用率未達成企業のうち、不足数が1人である企業(1人不足企業)が、70.6%を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)についても、法定雇用率未達成企業の70.6%となっている。

(第4表)

2 地方公共団体等における在職状況

○ 2.1%の法定雇用率が適用される県、市町村及び教育委員会等の機関

2.1%の法定雇用率が適用される県及び市町村及び教育委員会等の機関に在職している障害者の数は286.5人で、前年より12.5名減少した。

実雇用率は2.15%であった(前年は2.21%)。

なお、北山村については、職員数が48人未満規模により報告対象外である。

(第5表)(第6表)(第7表)(第9表)

○ 2.0%の法定雇用率が適用される県及び一定の市町村の教育委員会

2.0%の法定雇用率が適用される県及び一定の市町村の教育委員会に在職している障害者の数は153人で、前年より2名減少した。

実雇用率は、2.16%であった(前年2.16%)。

(第8表)

○ 特殊法人等における雇用状況

特殊法人等については、昨年度より改善されたものの雇用率はいずれの法人も未達成の状況である。

(第10表)

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	一般の民間企業 (56人以上規模の企業)	1. 8%
	特殊法人 (労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人)	2. 1%
○ 国、地方公共団体	(48人以上規模の機関)	2. 1%
○ 都道府県等の教育委員会	(50人以上規模の機関)	2. 0%

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

平成22年6月1日現在における障害者の雇用状況（和歌山労働局管内）

1. 民間企業における雇用状況

(1) 概況（第1表）

① 企業数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労 働者数	③ 障害者の数			④ 実雇用率 $C \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成企業 の数	⑥ 法定雇用率 達成企業 の割合
		A. 重度障 害者 (1週間の所 定労働時間 が30時間以 上)	B. A以外 の障害者	C. 計 $A \times 2 + B$			
企業 425	人 65,154	人 293	人 665.5	人 1,251.5	% 1.92	企業 265	% 62.4
(406)	(62,761)	(313)	(641.5)	(1,267.5)	(2.02)	(242)	(59.6)

(2) 障害種別雇用状況（第2表）

① 障害 者の 数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数		
	A. 重度障害者 (1週間の所 定労働時間 が30時間 以上)	B. A以外 の障害 者	C. 計 $A \times 2 + B$	A. 重度障害者 (1週間の所 定労働時間 が30時間 以上)	B. A以外 の障害者	C. 計 $A \times 2 + B$	A. 1週間の所 定労働時間 が30時間 以上	B. A以外 の障害者	C. 計 $A + B \times 0.5$
人 1,267.5	人 263	人 469	人 995	人 30	人 145	人 205	人 40	人 23	人 51.5
(1,267.5)	(280)	(459)	(1,019)	(33)	(141)	(207)	(34)	(15)	(41.5)

(注)

- 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 障害者の数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- B欄の「A以外の障害者」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。
- ()内は平成21年6月1日現在の数値である。

(3) 企業規模・産業別障害者の雇用状況

(第3表)

区分	企業数	法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成企業	障害者雇用率達成企業の割合
(人)	(企業)	(人)	(人)	(%)	(企業)	(%)
56～99	192	13,852	256.5	1.85	120	62.5
	(176)	(12,729)	(301.0)	(2.36)	(109)	(62.0)
100～299	197	28,342	477.0	1.68	122	61.9
	(197)	(28,459)	(450.5)	(1.58)	(108)	(54.8)
300～499	22	7,223	193.0	2.67	12	54.5
	(21)	(6,886)	(199.5)	(2.90)	(15)	(71.4)
500～999	8	5,267	112.0	2.13	7	87.5
	(6)	(4,246)	(87.5)	(2.06)	(5)	(83.3)
1000以上	6	10,470	213.0	2.03	4	66.7
	(6)	(10,441)	(229.0)	(2.19)	(5)	(83.3)
合計	425	65,154	1251.5	1.92	265	62.4
	(406)	(62,761)	(1,267.5)	(2.02)	(242)	(59.6)
建設業	7	645	12.0	1.86	5	71.4
	(7)	(667)	9.5	(1.42)	(4)	(57.1)
製造業	138	20,564	384.0	1.87	88	63.8
	(142)	(21,286)	(457.5)	(2.15)	(87)	(61.3)
運輸・通信業	19	2,492	43.0	1.73	14	73.7
	(26)	(3,486)	(59.0)	(1.69)	(17)	(65.4)
卸売・小売業	60	11,431	193.0	1.69	32	53.3
	(55)	(10,871)	(182.5)	(1.68)	(27)	(49.1)
金融・保険・不動産業	12	4,712	75.0	1.59	4	33.3
	(12)	(4,725)	(77.0)	(1.63)	(5)	(41.7)
サービス業	175	23,610	520.5	2	114	65.1
	(159)	(21,214)	(476.5)	(2.25)	(100)	(62.9)
その他	14	1,700	24.0	2.12	8	57.1
	(5)	(512)	(5.5)	(1.07)	(2)	(40.0)

(注) 第1表と同じ。

法定雇用率達成企業には、法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数を切り捨て)から当該企業雇用されている障害者の数を減じて得た数が、0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、法定雇用率達成企業となる。

(4) 障害者不足数別の法定雇用率未達成企業数

(第4表)

法定雇用率未達成企業の数	不足数							
	0.5人	1人	1.5人	2人	2.5人	3人	4人	5人以上
160	2	114	0	34	1	5	3	1
(113)	(0)	(88)	(0)	(22)	(0)	(2)	(1)	(0)

※ ()内は、障害者の数が0人である企業数を内数で計上

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県知事部局及びその他の県機関(法定雇用率2.1%)

(第5表)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	3,952	90.0	2.28	0.0	
和歌山県	3,638	84.0	2.31	0.0	
和歌山県警察本部	314	6.0	1.91	0.0	

(2) 市町村の状況(法定雇用率2.1%)

(第6表)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	7,671	154.5	2.01	11.0	
和歌山市	1,449	35.0	2.42	0.0	
海南市	596	14.5	2.43	0.0	
橋本市	552	14.0	2.54	0.0	
有田市	227	6.0	2.17	0.0	
御坊市	211	4.0	1.90	0.0	
田辺市	553	11.0	2.60	0.0	
新宮市	357	7.0	1.96	0.0	
紀の川市	626	14.0	2.24	0.0	
岩出市	235	5.0	2.13	0.0	
紀美野町	169	3.0	1.78	0.0	
かつらぎ町	225	4.0	1.78	0.0	
九度山町	83	2.0	2.41	0.0	
高野町	116	2.0	1.72	0.0	
湯浅町	187	4.0	2.14	0.0	
広川町	81	1.0	1.23	0.0	
有田川町	298	7.0	2.35	0.0	
美浜町	77	1.0	1.30	0.0	
日高町	61	1.0	1.64	0.0	
日高川町	195	1.0	0.51	3.0	
由良町	84	2.0	2.38	0.0	
みなべ町	145	3.0	2.07	0.0	
印南町	97	0.0	0.00	2.0	
白浜町	268	2.0	0.74	3.0	
上富田町	111	2.0	1.80	0.0	
すさみ町	107	1.0	0.93	1.0	
串本町	248	5.0	2.02	0.0	
那智勝浦町	185	2.0	1.08	1.0	
太地町	66	1.0	1.51	0.0	
古座川町	62	0.0	0.00	1.0	

※平成22年6月1日における報告に基づいての計上であり、その後、一部の市町村においては障害者枠を設けた募集を実施した。

(3) その他の市町村機関の状況 (法定雇用率2.1%)

(第7表)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	1,502	39.0	2.60	3.0	
和歌山市水道局	231	6.0	2.60	0.0	
国民健康保険野上厚生病院組合	93	2.0	2.15	0.0	
公立那賀病院経営事務組合	125	4.0	3.20	0.0	
伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	54	1.0	1.85	0.0	
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合	246	2.0	0.81	3.0	
御坊日高老人福祉施設事務組合	234	8.0	2.14	0.0	
公立紀南病院組合	344	8.0	2.33	0.0	
東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合	51	4.0	7.80	0.0	
御坊広域行政事務組合	54	2.0	3.70	0.0	
海南海草老人福祉施設事務組合	70	2.0	2.86	0.0	

(4) 県及び一定の市町村の教育委員会 (法定雇用率2.0%)

(第8表)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	7,095	153.0	2.16	0.0	
和歌山県	6,546	142.0	2.17	0.0	
和歌山市	348	7.0	2.01	0.0	
海南市	201	4.0	2.34	0.0	

(5) 市町村の教育委員会 (法定雇用率2.1%)

(第9表)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	172	3.0	1.74	0.0	
橋本市教育委員会	74	1.0	1.35	0.0	
田辺市教育委員会	98	2.0	2.04	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合法定雇用率達成となる。

3 特殊法人における雇用状況(法定雇用率2.1%)

(第10表)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	1,123	14.0	1.25	9.0	
国立大学法人 和歌山大学	311	4.0	1.29	2.0	
公立大学法人 和歌山県立医科大学	812	10.0	1.23	7.0	